

## 日出生台演習場周辺地区 周辺財産（移転補償跡地）の 個人・民間に対する有償使用許可のご案内

日出生台演習場周辺の周辺財産（移転補償跡地）で、土地の有効活用を図る観点から、買入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、新たに個人・企業などに対しても一定の条件の下、有償での使用許可を行うこととなりました。

### 【使用許可の前提条件】

1. 居住の目的では使用できません。
2. 原状回復が容易な利用に限ります（プレハブ・舗装・簡易な工作物などの設置は可能です）。
3. 利用の方法は、農地（田・畑・採草地）、車両置き場、物置などの設置、資材置き場などが考えられません。
4. 利用の申し出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため公募を行います。
5. 使用許可期間は、原則として5年以内です（国側において当該土地の利用需要が発生しない場合、一度に限り更新が可能。更新後の使用期間満了後も引き続き使用要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います）。

詳しくは、下記へお問い合わせください。また、玖珠町ホームページを参照願います。

### お問い合わせ先

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-1-7  
防衛省 九州防衛局 管理部 施設管理課 国有財産管理係  
☎092(483)8817

### 玖珠町ホームページ

「日出生台演習場周辺地区 周辺財産（移転補償跡地）の個人・民間に対する有償使用許可のご案内」

- ① 日出生台演習場周辺の国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ
- ② 日出生台演習場周辺地区 周辺財産概略図



☎ 基地・防災対策課 基地防災班 ☎(72)1891

### 税務署からのお知らせ

## 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を 令和3年4月15日（木）まで延長します。

国税庁では、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が確定申告期間と重なることを踏まえ、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限を、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することとしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業の消費税の振替をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延期することとしました。

申告所得税及び復興特別所得税	令和3年5月31日（月）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和3年5月24日（月）

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

ご不明な点は、最寄りの税務署にお尋ねください。

☎ 日田税務署 ☎0973(23)2136 ※自動音声案内